

大規模災害時における全国知事会の対応

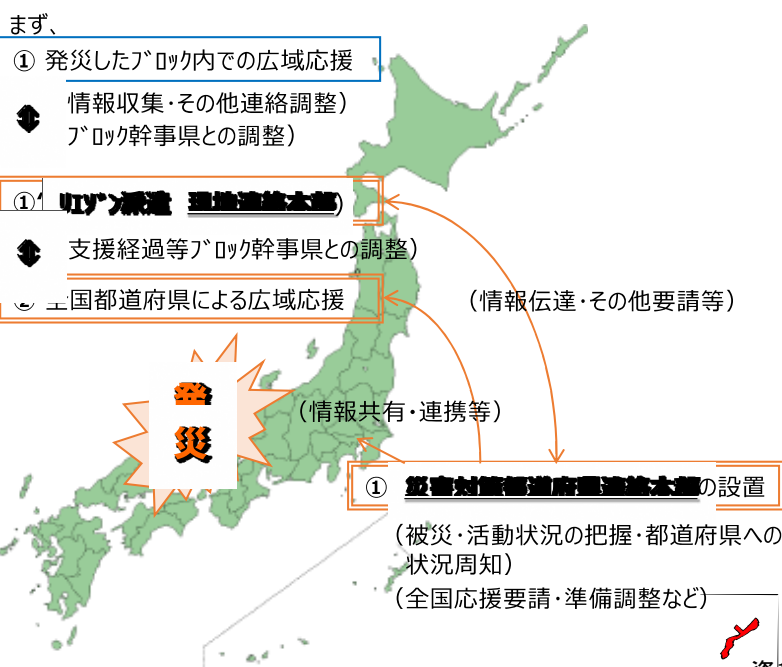
2019. 2. 8 (金)
調査 第二部

1 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」について

<趣旨>

○地震等の大規模災害時に、各ブロック知事会(※)内の相互応援協定による被災者への救助等対策が、十分に実施できない場合に、被災地(都道府県)要請に基づき迅速かつ円滑に広域応援が遂行できるよう“全国知事会”が調整
→『協定』を締結し、必要な事項を定めている。

<知事会の災害時応援スキーム>

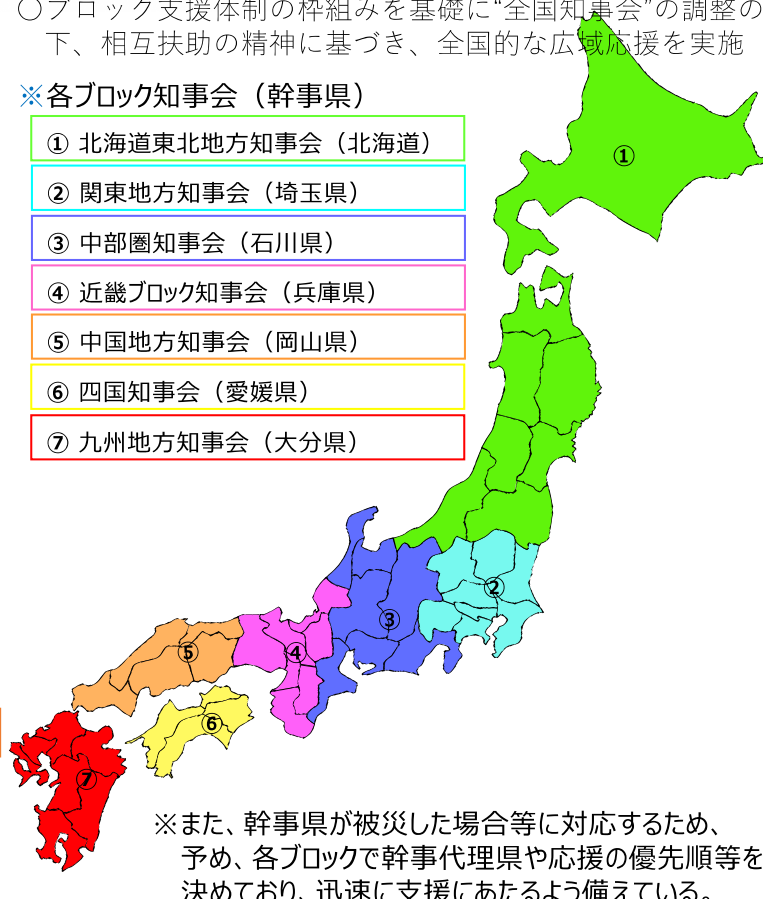


<ブロック体制>

○ブロック支援体制の枠組みを基礎に“全国知事会”の調整の下、相互扶助の精神に基づき、全国的な広域応援を実施

※各ブロック知事会 (幹事県)

- ① 北海道東北地方知事会 (北海道)
- ② 関東地方知事会 (埼玉県)
- ③ 中部圏知事会 (石川県)
- ④ 近畿ブロック知事会 (兵庫県)
- ⑤ 中国地方知事会 (岡山県)
- ⑥ 四国知事会 (愛媛県)
- ⑦ 九州地方知事会 (大分県)



※また、幹事県が被災した場合等に対応するため、予め、各ブロックで幹事代理県や応援の優先順等を決めており、迅速に支援にあたるよう備えている。

2 主な支援・応援業務について

<被災地での主な活動内容>

○被災状況の把握・調査、受援側等との連絡調整

- ・被害状況の調査・把握（家屋被害認定を含む）
- ・被災県への情報伝達・共有
→ 現地連絡本部の設定
受援体制への助言等
- ・総務省や各団体等との情報共有



○避難所の運営・支援

- ・被災市町村内の避難所運営に関する適切な支援及び助言（首長との相談や調整なども含む）
- ・物資などの搬入支援（被災者ニーズの把握）
- ・運営人員計画の策定及び被災県との協議調整（初動時の配置要員シフト・ローテーションなど）



○罹災証明の発行及び計画等の策定支援

- ・罹災証明発行業務（実施計画の策定支援等を含む）
- ・その他関連する相談業務支援



<全国知事会事務局としての基本的対応事項>

○災害対策都道府県連絡本部の設置

- ・被災情報等の収集及びブロック幹事県との連絡調整など
 - ・全国知事会報の発信による各都道府県への周知
 - ・被災状況等により報道関係者への情報提供
- （※震度6弱以上の地震、大雨特別警報の発令、それに相当する程度の災害発生時に設置）
（※また、被害状況等により会長を本部長とする「緊急広域災害対策本部」の立ち上げも規定）

○被災地ヘリエゾンの派遣

- ・ブロック幹事県との連絡調整及び被災情報の収集・把握
 - ・プッシュ型派遣団体との連絡調整など
 - ・全国応援の必要性の検討・連絡本部との伝達・調整など
- （※被害状況等を踏まえ、連絡本部の判断により被災地ヘリエゾンを派遣）

○総務省等関係団体（市長会等）との協議、連絡調整

- ・総務省被災市町村応援職員確保システムの協議・検討及び連絡調整
- ・その他、地方関係団体との調整・情報共有など

○中長期派遣職員の都道府県間調整

- ・技術系職員を中心とした中長期派遣の被災県ニーズの把握と要請に基づく、全国への依頼及び総合調整・取りまとめ
- ・報道関係者等への情報提供

3 北海道胆振東部地震における全国知事会の対応について（その1）

<業務等の詳細経過>

対応場所	9/6 (木)	9/7 (金)	9/8 (土)	9/9 (日)	9/10 (月)	9/11 (火)	9/12～ (水)
災害対策都道府県連絡本部 (東京)	<p>地震発生（3:08頃：最大震度7、マグニチュード6.7、震源の深さ37km）</p> <p>大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定による支援</p> <p>総務省支援システムによる市町村への支援</p> <p>本部設置(5:30)</p> <p>全国知事会長の本地震に対するコメント発表(15:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県に対し、全国知事会報として“第1報”発信(6:00現在)、“第2報”(15:00現在) →以降、随時、災害支援等の最新情報を各都道府県へ発信(第12報：25日17:00現在まで“会報”による周知) 総務省・全国市長会・全国町村会・指定都市市長会が参集し、情報共有(7日17:00～随時開催) 応援職員派遣調整を連絡本部(東京)に一元化 関係団体参集のト 応援職員確保調整本部を開催 <p>； 対口支援団体を決定)</p>						
リエゾン ・ 現地連絡本部 (北海道)	<p>※既に、8道県ブロックの災害広域応援協定に基づき 青森県外の職員が道庁入り(被災状況の一次調査)</p> <p>→本部指令により 全国知事会リエゾン 名派遣(着①14:30、②20:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロック幹事県(青森県)との連絡調整及び被災情報の収集・把握 ①プッシュ型派遣団体等との窓口や連絡調整など <p>「現地連絡本部」を設置(9:00～) → ※朝集合時及び各現地調査等終了帰庁後、必須開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 班ごと道庁職員とともに、厚真町、安平町、むかわ町へ再調査開始(10:00～) (※調査に合わせて、一部物資を各町に搬送) ②関係県市連絡会議の開催(総務省、青森県、新潟市、仙台市、富山県、福島県、全国知事会)(15:00～) 現地連絡本部会議の開催(19:00～) → 道のり北海道危機対策局の同席（県庁動向の確認） 北海道より正式 応援派遣依頼を受ける(8:40) ③政府現地連絡調整会議への参画(18:45～) 罹災証明業務の対口支援システム導入協議(総務省から) リエゾン派遣職員の帰還 						

3 北海道胆振東部地震における全国知事会の対応について（その2）

<リエゾン・現地連絡本部の状況>

○発災直後から9月8日(土)朝までの状況

道庁災害対策本部指揮室の配席場所が出入口脇であったため、そのスペースや都道府県等のリエゾン数の関係から、通行等の妨げになってしまっていた。
(次々と各県・政令市等のリエゾンが道庁入り)



(※ リエゾンが立っている場所が「指揮室」の通路部)

○道庁から“職員用仮眠室”利用の承諾を受ける。(9月8日(土)11:00頃～)
道庁及びリエゾン間の情報共有、検討・協議等が、円滑に進められた。



(※ブロック幹事県を中心に現地連絡会議等、個別の打ち合わせ等で活用)



○その他の活動

- ①日頃からの地方自治体間の友好関係等により、直接、災害支援活動に参画する府県に対し、窓口となり、現況等の説明をその都度実施
- ②指定都市との情報共有のための支援側での連絡会議のセッティングなど
- ③政府による連絡調整会議へ参画し、都道府県における人的支援体制の状況及び今後の準備等に関して報告



4 その他（参考）

<全国知事会における最近の動き>

○「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」の見直し

- ・緊急広域災害対策本部等の役割と設置基準の明確化
- ・災害対応体制の強化
 - 副本部長の設置
 - 災害対策都道府県現地連絡本部の設置
 - 知事会事務局体制の強化

○被災者生活再建支援制度の見直しにかかる検討

- ・被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るために、国に対して「提言」を行う。
 - 1 被災者生活再建支援制度の支給対象を「半壊」まで拡大すること。
 - 2 基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。
 - 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
 - 4 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

(※ 現在、内閣府防災担当とともに意見交換等を実施中)

○中長期職員派遣にかかる各都道府県間の総合調整

- ・これまで起こった災害の中で、①東日本大震災、②平成28年熊本地震、③平成29年九州北部豪雨にかかる都道府県の中長期職員派遣の調整及び取りまとめに加え、④平成30年7月の西日本豪雨及び⑤北海道胆振東部地震にかかる被災道県からの要請に基づく、各都道府県からの中長期職員派遣のための都道府県との協議・取りまとめ
 - 平成30年 4月現在、①岩手県へ（69名）、宮城県へ（86名）、福島県へ（84名）
 - ②熊本県へ（86名）
 - ③福岡県へ（10名）
 - 平成30年11月発表、④岡山県へ（21名）、広島県へ（55名）、愛媛県へ（38名）
 - 同年 12月発表、⑤北海道へ（16名）